

議案第94号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)
第115条の3及び三田市議会会議規則(昭和35年三田市議会規則第1号)第1
7条の規定により提出する。

平成24年12月19日

三田市議会議長 坂本三郎様

三田市議会議員 長尾明憲
同 長谷川美樹
同 中田初美

別紙

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例修正案

議案第94号三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

別表使用料の部初診時特定療養費の項の改正規定中「2,100円」を「1,600円」に改める。